

平成30年度障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

平成30年4月1日制定
公立大学法人公立鳥取環境大学

1 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法第50号。以下、「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めるものである。

2 物品等の調達の推進に関する基本的な考え方

障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、障がい者の自立を促進するという障害者優先調達推進法の目的に沿い、本学の予算及び事務又は事業の予定等を勘案し、障がい者就労施設等が供給する物品等を優先的に調達する。

3 調達実績の公表

障害者優先調達推進法第9条第5項の規定による公表は、本学ホームページにより行う。

4 対象となる障がい者就労施設等

県内に所在する障害者優先調達推進法第2条第4項に掲げる施設。

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援（A型・B型）事業所
- ・ 障害者支援施設
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 特例子会社
- ・ 重度多数雇用事業所
- ・ 在宅就業障がい者

5 調達の推進方法

- (1) 昨年度までの発注実績も考慮の上、新規分野及び調達実績のない障がい者就労施設等への発注も検討するなど、調達の推進に努める。
- (2) 調達先の選定にあたっては、鳥取県ホームページ上の『はーとふるTOTTORI』等、県が公表する情報を活用する。また、調達先の選定が困難な場合は、県が設置する共同受注窓口を活用する。

6 対象となる物品等

障がい者就労施設等が提供するすべての商品・サービス

7 調達目標額

277千円